



# 新しい人権とは

公共の学びを深めるところ Think ●…考えるコーナー(5分~10分) / Work ☞…作業するコーナー(10分~20分)

## (i) 新しい人権とは

日本国憲法は、制定後 75 年を過ぎた現在においても、内容が全く変わっていない。しかし、社会は大きく変化しており、そんな変化に伴って新たに主張されるようになった権利のことを「**新しい人権**」という。つまり、新しい人権は**憲法に明記されていない権利**になるため、**元々ある権利を根拠として主張されている**。例えば環境権であれば、「憲法には幸せを求める自由が保障されている(13 条)、文化的で最低限度の暮らしも保障されている(25 条)」→だったら「人間らしい生活環境で暮らす権利も当然保障される！」という流れで新たな権利を主張していくイメージ。

## (ii) 新しい人権の内容

- 環境権** [根 拠] [1] (13 条)・生存権(25 条)
- [重要判例] [2] 騒音公害訴訟、鞆の浦景観訴訟、国立マンション訴訟など
- [関連法令] 環境影響評価法(環境アセスメント法)

1960 年代の[3] 訴訟を背景に、環境破壊により人間の健康が害される危機が生じたことから、環境権が主張されるようになった。環境権の中には**景観権**や**日照権**、**嫌煙権**など身近なものも含む。

### 大阪空港公害訴訟 (1981最高裁)

環境権

内 容	大阪空港の周辺住民が、大阪空港の夜9時から翌朝7時の夜間飛行の差し止めを求めて起こした裁判。	
構 図	原 住民 環境権を守ってほしい 飛行機が上空を飛ぶ騒音は、苦痛である。 いい環境で生活できる権利を守ってほしい!	被 空港 飛行は止めれない 飛行機を飛ばすことで経営が成立している。 簡単に飛行を止めることはできない。
判 決	原告 敗訴	被告 被 の勝ち 第二審の大阪高裁では、原告の環境権を認めたが、最高裁では飛行差し止めを訴訟で求める請求は不適切と判断。過去の損害賠償は認めたものの、飛行差し止めは却下された。

- プライバシー権** [根 拠] [4] (13 条)
- [重要判例] 『宴のあと』訴訟、『石に泳ぐ魚』訴訟
- [関連法令] [5] 保護法、通信傍受法、マイナンバー制度など

有名人の私生活暴露が問題となり、私生活が公開されない権利として主張された。現代では一般人にも同様に適用されるようになっている。また、情報化が進み個人情報流出が問題となった近年では、「[6] する権利」としても把握されるようになっている。

## Think🗨️ 犯人写真公開はプライバシーの侵害…？

「あなたです!!絶対に逃がしません。」(朝日新聞デジタル:2017年2月10日掲載)

このような警告が書かれたのは、眼鏡販売店のホームページ。眼鏡7本(21万円相当)を盗んだ人物の防犯カメラ画像を掲載した。モザイクがかかっていたが、3月までに支払いか返却に来ないとモザイクを外しSNSに拡散させるとした。警察には届けたが、自らも動く判断したようだ。

Q,この販売店社長の判断に賛成か、反対か → [ 賛成 ・ 反対 ]

そう考えた理由

### ■知る権利 [根拠] [7] (21条)

[重要判例] 外務省秘密電文漏洩事件

[関連法令] [8] (1999)、特定秘密保護法(2013)、公文書管理法

国家が持つ情報が集中する一方で、国民に対しては十分知らされていないこともあるのではないか?という主張が発端。主権者である国民が政治的な意見を判断できるよう、必要な情報が知りたい時に知れるよう、**知る権利**が保障されてきた。一方で、例えば国防やテロ防止に関する情報など、ある程度秘密にしなければならないものもある。どんな情報でも公開した場合に不都合が生じることもあり、その基準が争点となる。

+ α **特定秘密保護法(2013)** 外交や防衛の「特定秘密」を漏洩した者には重罰を科す規定。  
何を「特定秘密」とするかは行政の判断であり、国民の知る権利を侵害することが危惧される。

### ■アクセス権 [根拠] [9] (21条)

[重要判例] サンケイ新聞意見広告訴訟

アクセス権とは接近権といわれるように、**一般市民がマスコミに**[10] **する権利**を指す。  
メディアに対して反論記事の掲載など(**反論権**)を求めることができる。

### ■自己決定権 [根拠] [11] (13条)

[重要判例] エホバの証人輸血拒否訴訟

[関連法令] **臓器移植法**、母体保護法、尊厳死・安楽死

自己決定権とは、自分のことを自分の意思で決める権利。特に妊娠や出産、医療拒否や尊厳死など、医療現場で保障されることが多い。この他にも、髪型や服装などの身近な事項にも適用される。

cf.[12] ]…患者が自らの治療を決定するにあたり、病状や治療について正しい情報を得たうえで合意すること。

・自己決定権の判例

エホバの証人 輸血拒否訴訟 (2000最高裁)		自己決定権
内容	入院中の女性が、信仰上の理由で輸血を拒否する意思を病院に伝えたにもかかわらず、病院側が無断で輸血を行ったことに対し、精神的な苦痛を受けたとして訴訟を起こした裁判。	
構図	<b>原</b> 女性 <b>原</b> 自分のことは自分で決める 命に危険があったとしても、輸血はしないでほしい という意思は守られるべき。	<b>被</b> 病院 <b>被</b> 人の命が最重要 患者の意思はわかっているが、人命救助が 病院の使命。治療のために仕方がなかった。
判決	<b>原告勝訴</b> <b>原</b> の勝ち 医療行為を拒否することなど、患者の「意思決定する権利」は「人格権の一部」として尊重されなければならないと判断。 自己決定権には言及しなかったが、賠償金の支払いを求めた。	

+ α 臓器移植法改正のポイント (2009年改正)

	改正前	改正後
脳死判定・臓器摘出	本人の書面による承諾と家族の承諾が必要	本人の提供の意思が不明でも、 [ ]により臓器提供が可能
年齢制限	15歳未満は提供不可	年齢制限なし
親族への優先提供	なし	脳死患者の親族（配偶者・親・子）に限り可能

Work 臓器提供について考える

①自分が脳死と判断されたら臓器提供についてどう考えるか

②自分の子どもが脳死と判断されたら臓器提供についてどう考えるか

③臓器提供意思表示カードを書いてみよう

自分の死後、臓器提供をするかどうか意思表示することができる。  
 役所やコンビニでこのカードを入手するか、  
 運転免許証や保険証の記入欄に  
 書くなどの方法がある。  
 実際に記入してみよう、  
 周りの子と話し合ってみよう。



〈 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。〉

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

〈 1 または 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〉  
 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄： 〕

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_

家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_



## Work👉 安楽死について考える

- 尊厳死…回復の見込みがなく苦痛を伴う状態にある場合、延命措置を断り自然死を迎えること
- 安楽死…薬物を投与したり、延命治療を途中でやめ、意図的に死を迎えること

日本では安楽死は認められていないが、オランダ、ベルギー、スイス、カナダ、アメリカの一部など認められている国もある。特に、オランダでは2002年に安楽死を法制化し、通常の医療行為として、保険が適用されている。認められる条件は、本人の自発的な要求のほか、改善の見通しがない、安楽死以外の解決策がない、担当医以外の医師の診断などがあり、多くの人が安楽死を選択した。その7割が末期ガンだったそう。超高齢者社会の日本にとって、終末期医療は大きな課題となっている。

Q1,安楽死を認めることで良い点は？

Q2,安楽死を認めることで懸念される点は？

Q3,それらを踏まえ、あなたは安楽死を認めることに賛成ですか？ [ 賛成 ・ 反対 ]

[そう考えた理由]

Q4,自分以外の意見をまとめてみよう

[賛成・反対]

[賛成・反対]

[賛成・反対]

### ・プライバシー権の判例

『宴のあと』事件（1964東京地裁）		プライバシー権
内容	三島由紀夫の小説『宴のあと』の作中において、小説のモデルとなった政治家Xの女性関係が描かれていた。政治家Xは自らの私生活を作品にされ、プライバシーを侵害されたとして訴訟を起こした。	
構図	政治家 <b>原</b> プライバシーの侵害だ	作者 <b>被</b> 表現の自由だ
	この小説によって、政治家Xの晒したくない私的な情報を多くの国民に知られることになった	小説を書く上で、必要な描写であった表現の自由が認められるべき
判決	原告勝訴 <b>原</b> の勝ち	小説の内容は、政治家Xのプライバシー権を侵害し、苦痛を与えたものと判断。原告が第二審の審理中に死亡し、遺族と被告の間で和解が成立した。プライバシー権の代表的な判例となった。



# 新しい人権とは

公共の学びを深めるところ Think ●…考えるコーナー(5分~10分) / Work ☞…作業するコーナー(10分~20分)

## (i) 新しい人権とは

日本国憲法は、制定後 75 年を過ぎた現在においても、内容が全く変わっていない。しかし、社会は大きく変化しており、そんな変化に伴って新たに主張されるようになった権利のことを「**新しい人権**」という。つまり、新しい人権は**憲法に明記されていない権利**になるため、**元々ある権利を根拠として主張されている**。例えば環境権であれば、「憲法には幸せを求める自由が保障されている(13 条)、文化的で最低限度の暮らしも保障されている(25 条)」→だったら「人間らしい生活環境で暮らす権利も当然保障される！」という流れで新たな権利を主張していくイメージ。

## (ii) 新しい人権の内容

- 環境権** [根 拠] [1 **幸福追求権**] (13 条)・生存権(25 条)
- [重要判例] [2 **大阪空港**] 騒音公害訴訟、鞆の浦景観訴訟、国立マンション訴訟など
- [関連法令] 環境影響評価法 (環境アセスメント法)

1960 年代の[3 **四大公害**]訴訟を背景に、環境破壊により人間の健康が害される危機が生じたことから、環境権が主張されるようになった。環境権の中には**景観権**や**日照権**、**嫌煙権**など身近なものも含む。

### 大阪空港公害訴訟 (1981最高裁)

環境権

内 容	大阪空港の周辺住民が、大阪空港の夜9時から翌朝7時の夜間飛行の差し止めを求めて起こした裁判。	
構 図	<p>原 住民 環境権を守ってほしい</p> <p>VS</p> <p>被 空港 飛行は止めれない</p> <p>飛行機が上空を飛ぶ騒音は、苦痛である。いい環境で生活できる権利を守ってほしい!</p> <p>飛行機を飛ばすことで経営が成立している。簡単に飛行を止めることはできない。</p>	
判 決	原告 敗訴	<p>被 の勝ち</p> <p>第二審の大阪高裁では、原告の環境権を認めたが、最高裁では飛行差し止めを訴訟で求める請求は不適切と判断。過去の損害賠償は認めたものの、飛行差し止めは却下された。</p>

- プライバシー権** [根 拠] [4 **幸福追求権**] (13 条)
- [重要判例] 『宴のあと』訴訟、『石に泳ぐ魚』訴訟
- [関連法令] [5 **個人情報**] 保護法、通信傍受法、マイナンバー制度など

有名人の私生活暴露が問題となり、私生活が公開されない権利として主張された。現代では一般人にも同様に適用されるようになっている。また、情報化が進み個人情報の流出が問題となった近年では、「[6 **自分の情報をコントロール**]する権利」としても把握されるようになっている。

## Think🗨️ 犯人写真公開はプライバシーの侵害…？

「あなたです!!絶対に逃がしません。」(朝日新聞デジタル:2017年2月10日掲載)

このような警告が書かれたのは、眼鏡販売店のホームページ。眼鏡7本(21万円相当)を盗んだ人物の防犯カメラ画像を掲載した。モザイクがかかっていたが、3月までに支払いか返却に来ないとモザイクを外しSNSに拡散させるとした。警察には届けたが、自らも動く判断したようだ。

Q,この販売店社長の判断に賛成か、反対か → [ 賛成 ・ 反対 ]

そう考えた理由

**賛成:犯罪者に人権はない、悪いことをすれば晒されて当然**

**反対:警察に任せるべき、過剰な正義感により必要以上の制裁を与える恐れ、冤罪の危険もあり**

### ■知る権利 [根拠] [7 表現の自由] (21条)

[重要判例] 外務省秘密電文漏洩事件

[関連法令] [8 情報公開法] (1999)、特定秘密保護法(2013)、公文書管理法

国家が持つ情報が集中する一方で、国民に対しては十分知らされていないこともあるのではないか?という主張が発端。主権者である国民が政治的な意見を判断できるよう、必要な情報が知りたい時に知れるよう、**知る権利**が保障されてきた。一方で、例えば国防やテロ防止に関する情報など、ある程度秘密にしなければならないものもある。どんな情報でも公開した場合に不都合が生じることもあり、その基準が争点となる。

+ α **特定秘密保護法(2013)** 外交や防衛の「特定秘密」を漏洩した者には重罰を科す規定。  
何を「特定秘密」とするかは行政の判断であり、国民の知る権利を侵害することが危惧される。

### ■アクセス権 [根拠] [9 表現の自由] (21条)

[重要判例] サンケイ新聞意見広告訴訟

アクセス権とは接近権といわれるように、**一般市民がマスコミに[10 接近]する権利**を指す。  
メディアに対して反論記事の掲載など(**反論権**)を求めることができる。

### ■自己決定権 [根拠] [11 幸福追求権] (13条)

[重要判例] エホバの証人輸血拒否訴訟

[関連法令] **臓器移植法**、母体保護法、尊厳死・安楽死

自己決定権とは、自分のことを自分の意思で決める権利。特に妊娠や出産、医療拒否や尊厳死など、医療現場で保障されることが多い。この他にも、髪型や服装などの身近な事項にも適用される。

cf.[12] **インフォームドコンセント** ]…患者が自らの治療を決定するにあたり、病状や治療について正しい情報を得たうえで合意すること。

・自己決定権の判例

エホバの証人 輸血拒否訴訟 (2000最高裁)		自己決定権
内容	入院中の女性が、信仰上の理由で輸血を拒否する意思を病院に伝えたにもかかわらず、病院側が無断で輸血を行ったことに対し、精神的な苦痛を受けたとして訴訟を起こした裁判。	
構図	<b>原</b> 女性 <b>自分のことは自分で決める</b> 命に危険があったとしても、輸血はしないでほしい という意思は守られるべき。	<b>被</b> 病院 <b>人の命が最重要</b> 患者の意思はわかっているが、人命救助が 病院の使命。治療のために仕方がなかった。
判決	<b>原告勝訴</b> <b>原</b> の勝ち	医療行為を拒否することなど、患者の「意思決定する権利」は「人格権の一部」として尊重されなければならないと判断。 自己決定権には言及しなかったが、賠償金の支払いを求めた。

+ α 臓器移植法改正のポイント (2009年改正)

	改正前	改正後
脳死判定・臓器摘出	本人の書面による承諾と家族の承諾が必要	本人の提供の意思が不明でも、 [ <b>家族の意思</b> ]により臓器提供が可能
年齢制限	15歳未満は提供不可	年齢制限なし ※改正前は15歳未満は海外で
親族への優先提供	なし	脳死患者の親族（配偶者・親・子）に限り可能

Work 臓器提供について考える

①自分が脳死と判断されたら臓器提供についてどう考えるか

②自分の子どもが脳死と判断されたら臓器提供についてどう考えるか

③臓器提供意思表示カードを書いてみよう

自分の死後、臓器提供をするかどうか意思表示することができる。

役所やコンビニでこのカードを入手するか、

運転免許証や保険証の記入欄に

書くなどの方法がある。

実際に記入してみよう。

周りの子と話し合ってみよう。



〈 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。〉

- 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

〈 1 または 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〉  
 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄： 〕

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_

家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_



## Work📖 安楽死について考える

- 尊厳死…回復の見込みがなく苦痛を伴う状態にある場合、延命措置を断り自然死を迎えること
- 安楽死…薬物を投与したり、延命治療を途中でやめ、意図的に死を迎えること

日本では安楽死は認められていないが、オランダ、ベルギー、スイス、カナダ、アメリカの一部など認められている国もある。特に、オランダでは2002年に安楽死を法制化し、通常の医療行為として、保険が適用されている。認められる条件は、本人の自発的な要求のほか、改善の見通しがなく、安楽死以外の解決策がない、担当医以外の医師の診断などがあり、多くの人が安楽死を選択した。その7割が末期ガンだったそう。超高齢者社会の日本にとって、終末期医療は大きな課題となっている。

Q1,安楽死を認めることで良い点は？

苦しまずに命を終えられる、人生の選択肢が増える、治療にお金がかからずに済む

Q2,安楽死を認めることで懸念される点は？

自殺志願者との区別ができるか、一步誤れば殺人と捉えられる、医者が患者を殺すことにかかる負担  
死ぬ直前まで意思が貫けるか？、死の選択肢が出来ることで自分は死んだ方がいいのではと考える恐れ

Q3,それらを踏まえ、あなたは安楽死を認めることに賛成ですか？ [ 賛成 ・ 反対 ]

[そう考えた理由]

Q4,自分以外の意見をまとめてみよう

[賛成・反対]

[賛成・反対]

[賛成・反対]

## ・プライバシー権の判例

『宴のあと』事件（1964東京地裁）		プライバシー権
内容	三島由紀夫の小説『宴のあと』の作中において、小説のモデルとなった政治家Xの女性関係が描かれていた。政治家Xは自らの私生活を作品にされ、プライバシーを侵害されたとして訴訟を起こした。	
構図	政治家 <b>原</b> プライバシーの侵害だ	作者 <b>被</b> 表現の自由だ
	この小説によって、政治家Xの晒したくない私的な情報を多くの国民に知られることになった	小説を書く上で、必要な描写であった表現の自由が認められるべき
判決	原告勝訴 <b>原</b> の勝ち	小説の内容は、政治家Xのプライバシー権を侵害し、苦痛を与えたものと判断。原告が第二審の審理中に死亡し、遺族と被告の間で和解が成立した。プライバシー権の代表的な判例となった。